

文化センター備品使用料明細書

備品使用料・楽屋使用料には、
割増料が発生する場合があります。
必ず事前にご確認下さい。

■ 照明 附属 設備 ■

品名	単位	基本使用料	数量	日数	利用料
A セ ッ ト	一式	12,640			
B セ ッ ト	一式	20,390			
C セ ッ ト	一式	6,320			
調 光 装 置	一式	3,160			
ポ ー ダ ー ラ イ ト	一列	2,040			
ア ッ パ ー ホ リ ゾ ン ト	一列	3,780			
ロ ー ホ リ ゾ ン ト	一列	3,780			
ス ト リ ッ プ ラ イ ト	1台	610			
ク セ ノ ン ビ ン ス ポ ッ ト	1台	810			
フ ッ ト ラ イ ト	一式	810			
ス ポ ッ ト ラ イ ト					
凸レンズ	1KW	1台	510		
フレネル	1KW	1台	510		
	0.5KW	1台	310		
バーライト	1KW	1台	510		
	0.5KW	1台	310		
フットスポット	1台	310			
ミニブルート	1台	310			
ピンスポット	0.65KW	1台	310		
IT O ライト	1台	310			
A C ライト	1組	510			
ベリナロスピナー	1台	310			
効果器					
フォグスモークマシン	1台	7,140			
プロジェクタースポット	1KW	1台	1,020		
	0.5KW	1台	710		
エフェクトマシン	1台	710			
ダブルマシン	1台	710			
リップルマシン	1台	710			
マスキングキャリア	1台	710			
先 玉	1台	210			
ドラムマシン	1台	710			
ストロボマシン	1台	710			
星 球	一式	710			
ミラーボール	1台	710			
ス タ ン ド	1本	150			
小 計					

■ 舞台 附属 設備 ■

品名	単位	基本使用料	数量	日数	利用料
反射板	一式	3,160			
所作台	1台	100			
平台	1台	100			
化粧框	一式	100			
開丁場	1台	210			
箱足	1個	50			
開き足	1台	50			
木支木・金支木	1本	50			
ヒナ段用ヶ込み	一式	100			
松羽目・竹羽目	一式	1,530			
金屏風	1双	710			
緋毛せん(小)	1枚	210			
緋毛せん(大)	1枚	400			
ジョーゼット・定式幕・夜間幕・紅白幕	1張	510			
上敷ござ	1枚	210			
大太鼓	1基	610			
指揮台・指揮用譜面台	一式	210			
楽団用譜面台	1台	100			
講演台	一式	610			
受付用テーブル	1脚	100			
椅子	1脚	50			
コントラバス用椅子	1脚	210			
地がすり	1枚	710			
花道鳥屋団	一式	1,530			
雪かご	1個	210			
座布団	1枚	50			
吊り看板	1枚	310			
めくり台	1台	210			
振り落とし棒	1本	710			
人形立	1本	50			
パレエシート	1枚	510			
スクリーン	一式	3,160			
映写機	一式	5,300			
小 計					

■ 楽屋 等 設備 ■

室 名	使用数	基本使用料	日数	利用料
楽屋 1. 2. 3	3			
楽屋4	1			
練習室1	1			
練習室2	1			
練習室3	1			
リハーサル室	1			
小 計				

■ 音響 附属 設備 ■

品名	単位	基本使用料	数量	日数	利用料
拡声装置	一式	4,900			
音響調整卓24ch	1台	2,450			
サブミキサー8ch	1台	1,020			
サイドフィルスピーカー	1対	1,330			
モニタースピーカー	1台	510			
映画用スピーカー	1対	1,330			
レコードプレイヤー	1台	810			
テープレコーダー	1台	810			
エレベーターマイク装置	1台	810			
3点吊りマイク装置	1台	810			
マイクスタンド	1本	150			
コンデンサーマイク	1本	810			
ダイナミックマイク	1本	300			
ワイヤレスマイク	1本	810			
アンプ	1台	1,020			
リバーブ	1台	810			
デジタルディレイ	1台	810			
コンプレッサー/リミッター	1台	810			
その他	ピアノ	1台	5,100		
	パネル	1枚	150		
	ビデオデッキ	1台	810		
	持ち込み器具	1KWにつき	150		
小 計					

区分	基本利用料	割 増 料		合計
		営 利	入 場 料	
附属設備利用料				
楽屋等利用料				
利用料合計額				

割増料について

入場料

次の次号に掲げるものに該当する場合は、基本利用料のほか、当該各号に定める割合を基本利用料に乗じて得た額を割増料として徴収します。

入場料等割増

使用者が入場料及びこれに類する料金（以下「入場料等」という）を徴収する場合。ただし、座席等により異なる入場料等を徴収する場合は、最高額の入場料等を基本に算出するものとします。

入場料等が 500 円未満	100 分の 50
入場料等が 500 円以上 1,000 円未満	100 分の 70
入場料等が 1,000 円以上 3,000 円未満	100 分の 100
入場料等が 3,000 円以上	100 分の 150

営 利

営利割増

営利事業を営む者又は営利団体が入場料等を徴収しないで使用する時 100 分の 50

超過利用料割増

使用時間を超過して楽屋等設備を使用する場合。超過時間一時間（一時間未満の端数を生じた場合においてはその端数が15分以上の時は一時間とし、15分未満の時は切り捨てる）につき 100 分の 30

入場料を徴収する催事には文化センター技術員による技術サポートはありません。お客様のご手配にて技術スタッフを確保願います。この場合の経費はすべてお客様のご負担になります。また、公演当日に文化センター備品を使用された場合、備品使用料が発生いたしますのでご了承ください。

例示

主催者がA社に音響技術を依頼
→A社に委託費をお支払い
A社が文化センター 備品を使用
→主催者は文化センターに備品使用料をお支払い